

## ○南アルプス市再配達削減推進事業費補助金交付要綱

南アルプス市告示第180号

令和6年9月18日

(趣旨)

第1条 この告示は、宅配物の再配達を抑制することにより、二酸化炭素の排出削減に伴う環境負荷の軽減及び物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容の促進を図るため、予算の範囲内において南アルプス市再配達削減推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「宅配ボックス」とは、鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有し、かつ、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 宅配荷物の受取を可能とした仕様のもの（リース・レンタル品及び自作のものを除く。）
- (2) この告示の適用日以後に購入されたもの
- (3) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（第5条において「補助対象経費」という。）は、宅配ボックス及び盗難防止のための鍵、ダイヤル錠等の購入費（付属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税は除く。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 戸建住宅若しくは集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合又は宅配ボックスが附属する新築住宅を購入する場合は、次のアからウまでの要件を満たし、かつ、その住宅に居住する者（1世帯につき、1台、1回限りとする。）
  - ア 申請時に本市の住民基本台帳に記載されていること。
  - イ 補助対象者及び同一世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
  - ウ 補助対象者及び同一世帯員全員が南アルプス市暴力団排除条例（平成24年南アルプス市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関わりがないこと。

(2) 集合住宅に共同使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合は、次のアからウまでの要件を満たす当該集合住宅の所有者又は管理会社等（1棟につき、1回限りとする。）

ア 個人の場合は、補助対象者及び同一世帯員全員が市税等を滞納していないこと。

イ 法人の場合は、当該法人に係る市税等を滞納していないこと。

ウ 補助対象者（個人の場合は、同一世帯員全員を含む。）が南アルプス市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関わりがないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前条第1号に掲げる補助対象者 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1万円を限度とする。

(2) 前条第2号に掲げる補助対象者 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、集合住宅の総戸数又は購入する宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数に1万円を乗じて得た額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、宅配ボックスの購入後5箇月以内に、南アルプス市再配達削減推進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号の1）（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宅配ボックスの購入金額、購入日、購入店名、商品名が分かる領収書等

(2) 市町村税等の滞納がないことが分かる書類（納税証明書等）。ただし、本市の公簿等により確認ができるときは、市税納付状況等の確認に係る同意書（様式第2号）

(3) 商品カタログ等（仕様が分かるもの）

(4) 宅配ボックス設置後の状況が確認できるカラー写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請の受付期間は、当該年度の3月15日までとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、南アルプス市再配達削減推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

る。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が偽りの申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第9条 申請者は、補助事業により取得した価格又は効用の増加した価格が単価5万円を超えるもの(以下この条において「取得財産等」という。)については、市長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下この条において「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 申請者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年7月10日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の補助金の返還の規定及び第9条の財産処分の制限の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。